低所得の高齢者向けの

年金生活者等支援臨時福祉給付金が

支給されます

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい 所得の少ない高齢者への支援を目的に支給されます。

支給対象者

次の要件をすべて満たす人

▷基準日 (平成27年1月1日現在) に亀山市に住民登録がある人

○平成28年度中に65歳以上となる人 (昭和27年4月1日以前に生まれた人)

○平成27年度分の市県民税が課税されていない人 (課税者に扶養されている人は対象外)

▷生活保護等を受給していない人

支給額

対象者1人につき30,000円

連絡事項

▷給付金申請場所(あいあい、関支所、加太出張所)では、課税等の状況に関するお問い合わせは一切受け付けできません。課税等の状況に関する問合先は、市役所本庁舎1階の財務部税務室となります。 ご自身が本人確認書類を持参の上、直接お問い合わせください(電話でのお問い合わせは、本人確認ができないため受け付けできません)。

▶税務申告した時期などにより、支給対象者でも申請書が発送されていない場合があります。対象になると思われる人は、臨時福祉給付金支給プロジェクト・チーム(あいあい)へお問い合わせください。

▶給付金の申請期間などは各市区町村で異なります。亀山市以外が申請先となる人は、事前にその市区町村にお問い合わせいただくか、各自治体のホームページなどでご確認ください。



「高齢者向け給付金」(30,000円)を装った "振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください!

- ●市や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動 支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- A T Mを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは 絶対にできません。
- ●市や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、 手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- ●厚生労働省が、住民の皆さんの銀行口座の番号など、個人情報を 照会することは絶対にありません。

自宅や職場などに、市や厚生労働省(の職員)などを騙った電話や郵便があった場合、市役所や警察署(または警察相談窓口電話[#9110])へご連絡ください。



内容をよく確認

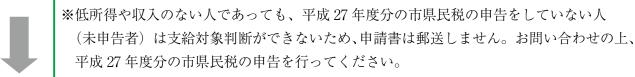
<申請から振込みまでの流れ>



①申請書の送付

支給対象と思われる人へ5月23日(月)に申請書を発送する予定です。

※申請書が届かない人で支給対象になると思われる人は、お問い合わせください。



※平成27年度分の申告や更正などを行い、非課税となり支給要件にあてはまる人には申請 書を発行しますので、お問い合わせください。

②申請書を提出

|申請期間|| 5月24日(火)~8月24日(水)

※土・日曜日、祝日を除く

※午前8時30分~午後5時15分

「**申請場所**」あいあい、関支所、加太出張所

※市役所本庁舎では受け付けできません。

※上記の申請場所への持参、または申請書に同封の返信用封筒で郵送してください。 (郵送の場合は、8月24日(水)「申請期限」の当日消印有効)

提出書類

- ①必要事項を記入の上、押印した申請書
- ②本人確認書類の写し(運転免許証、旅券 [パスポート]、健康保険証など、有効期間内のものに限ります。外国人は有効期限まで1カ月以上ある在留カードが必要です。)
- ※個人番号カード(マイナンバーカード)の裏面、および通知カードの写しは不可
- ③振込先口座の金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し
- ※原則として申請者本人名義の口座に限ります。やむを得ない事情で本人以外の口座への 振込みを希望する場合は、上記のほかに、委任状と代理人の本人確認書類などの写しが 必要です(委任状は市ホームページからダウンロードするか申請場所でお渡しします)。

③支給の決定



審査の上、支給対象になると認められた人には、支給決定通知を郵送します。 ※対象として認められない人には、不支給決定通知を郵送します。

4給付金の振込み

支給決定通知を送付後、申請書に記入された指定口座に給付金を振り込みます。 ※振り込みまでは、申請書の提出から1カ月半~2カ月程度かかる見込みです。

問合先

【申請方法などに関すること】臨時福祉給付金支給プロジェクト・チーム(あいあい ☎96-9029) 【制度に関すること】厚生労働省 臨時福祉給付金に関する専用ダイヤル(☎0570-037-192)

